

## 新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="405 309 882 339">第2章 土地及び土地の上に存する権利</p> <p data-bbox="405 349 882 379">第2節 宅地及び宅地の上に存する権利</p> <p data-bbox="176 426 425 456">(土地の評価上の区分)</p> <p data-bbox="165 464 1095 608">7 土地の価額は、次に掲げる地目の別に評価する。ただし、一体として利用されている一団の土地が2以上の地目からなる場合には、その一団の土地は、そのうちの主たる地目からなるものとして、その一団の土地ごとに評価するものとする。</p> <p data-bbox="185 619 1095 1032">なお、市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条（区域区分）第3項に規定する「市街化調整区域」をいう。以下同じ。）以外の都市計画区域（同法第4条（定義）第2項に規定する「都市計画区域」をいう。以下同じ。）で市街地的形態を形成する地域において、40（（市街地農地の評価）の本文の定めにより評価する市街地農地（40-3（（生産緑地の評価）に定める生産緑地を除く。）、49（（市街地山林の評価）の本文の定めにより評価する市街地山林、58-3（（市街地原野の評価）の本文の定めにより評価する市街地原野又は82（（雑種地の評価）の本文の定めにより評価する宅地と状況が類似する雑種地のいずれか2以上の地目の土地が隣接しており、その形状、地積の大小、位置等からみてこれらを一団として評価することが合理的と認められる場合には、その一団の土地ごとに評価するものとする。</p> <p data-bbox="210 1042 703 1072">地目は、課税時期の現況によって判定する。</p> <p data-bbox="185 1197 403 1227">(1)~(10) (省 略)</p> <p data-bbox="185 1235 376 1265">(注) (省 略)</p> <p data-bbox="176 1311 300 1342">(評価単位)</p> <p data-bbox="165 1351 1095 1418">7-2 土地の価額は、次に掲げる評価単位ごとに評価することとし、土地の上に存する権利についても同様とする。</p>	<p data-bbox="1359 309 1836 339">第2章 土地及び土地の上に存する権利</p> <p data-bbox="1359 349 1836 379">第2節 宅地及び宅地の上に存する権利</p> <p data-bbox="1135 426 1384 456">(土地の評価上の区分)</p> <p data-bbox="1124 464 2058 608">7 土地の価額は、次に掲げる地目の別に評価する。ただし、一体として利用されている一団の土地が2以上の地目からなる場合には、その一団の土地は、そのうちの主たる地目からなるものとして、その一団の土地ごとに評価するものとする。</p> <p data-bbox="1144 619 2058 1150">なお、市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条（区域区分）第3項に規定する「市街化調整区域」をいう。以下同じ。）以外の都市計画区域（同法第4条（定義）第2項に規定する「都市計画区域」をいう。以下同じ。）で市街地的形態を形成する地域において、40（（市街地農地の評価）の本文の定めにより評価する市街地農地（40-3（（生産緑地の評価）に定める生産緑地を除く。）、<u>40-2（（広大な市街地農地等の評価）の本文の定めにより評価する市街地農地（40-3に定める生産緑地を除く。）、49（（市街地山林の評価）の本文の定めにより評価する市街地山林、49-2（（広大な市街地山林の評価）の本文の定めにより評価する市街地山林、58-3（（市街地原野の評価）の本文の定めにより評価する市街地原野、58-4（（広大な市街地原野の評価）の本文の定めにより評価する市街地原野又は82（（雑種地の評価）の本文の定めにより評価する宅地と状況が類似する雑種地のいずれか2以上の地目の土地が隣接しており、その形状、地積の大小、位置等からみてこれらを一団として評価することが合理的と認められる場合には、その一団の土地ごとに評価するものとする。</u></p> <p data-bbox="1169 1160 1662 1190">地目は、課税時期の現況によって判定する。</p> <p data-bbox="1144 1197 1361 1227">(1)~(10) (同 左)</p> <p data-bbox="1144 1235 1335 1265">(注) (同 左)</p> <p data-bbox="1135 1311 1258 1342">(評価単位)</p> <p data-bbox="1124 1351 2058 1418">7-2 土地の価額は、次に掲げる評価単位ごとに評価することとし、土地の上に存する権利についても同様とする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 田及び畑 田及び畑(以下「農地」という。)は、1枚の農地(耕作の単位となっている1区画の農地をいう。以下同じ。)を評価単位とする。 ただし、36-3((市街地周辺農地の範囲))に定める市街地周辺農地、40((市街地農地の評価))の本文の定めにより評価する市街地農地及び40-3((生産緑地の評価))に定める生産緑地は、それぞれを利用の単位となっている一団の農地を評価単位とする。この場合において、(1)の(注)に定める場合に該当するときは、その(注)を準用する。</p> <p>(3) 山林 山林は、1筆(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条((固定資産税に関する用語の意義))第10号に規定する土地課税台帳又は同条第11号に規定する土地補充課税台帳に登録された1筆をいう。以下同じ。)の山林を評価単位とする。 ただし、49((市街地山林の評価))の本文の定めにより評価する市街地山林は、利用の単位となっている一団の山林を評価単位とする。この場合において、(1)の(注)に定める場合に該当するときは、その(注)を準用する。</p> <p>(4) 原野 原野は、1筆の原野を評価単位とする。 ただし、58-3((市街地原野の評価))の本文の定めにより評価する市街地原野は、利用の単位となっている一団の原野を評価単位とする。この場合において、(1)の(注)に定める場合に該当するときは、その(注)を準用する。</p> <p>(5)~(7) (省略) (注) (省略)</p> <p>(路線価方式) 13 路線価方式とは、その宅地の面する路線に付された路線価を基とし、15((奥行価格補正))から20-6((容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地の評価))までの定めにより計算した金額によって評価する方式をいう。</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 田及び畑 田及び畑(以下「農地」という。)は、1枚の農地(耕作の単位となっている1区画の農地をいう。以下同じ。)を評価単位とする。 ただし、36-3((市街地周辺農地の範囲))に定める市街地周辺農地、40((市街地農地の評価))の本文の定めにより評価する市街地農地、<u>40-2((広大な市街地農地等の評価))</u>の本文の定めにより評価する市街地農地及び40-3((生産緑地の評価))に定める生産緑地は、それぞれを利用の単位となっている一団の農地を評価単位とする。この場合において、(1)の(注)に定める場合に該当するときは、その(注)を準用する。</p> <p>(3) 山林 山林は、1筆(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条((固定資産税に関する用語の意義))第10号に規定する土地課税台帳又は同条第11号に規定する土地補充課税台帳に登録された1筆をいう。以下同じ。)の山林を評価単位とする。 ただし、49((市街地山林の評価))の本文の定めにより評価する市街地山林及び<u>49-2((広大な市街地山林の評価))</u>の本文の定めにより評価する市街地山林は、利用の単位となっている一団の山林を評価単位とする。この場合において、(1)の(注)に定める場合に該当するときは、その(注)を準用する。</p> <p>(4) 原野 原野は、1筆の原野を評価単位とする。 ただし、58-3((市街地原野の評価))の本文の定めにより評価する市街地原野及び<u>58-4((広大な市街地原野の評価))</u>の本文の定めにより評価する市街地原野は、利用の単位となっている一団の原野を評価単位とする。この場合において、(1)の(注)に定める場合に該当するときは、その(注)を準用する。</p> <p>(5)~(7) (同左) (注) (同左)</p> <p>(路線価方式) 13 路線価方式とは、その宅地の面する路線に付された路線価を基とし、15((奥行価格補正))から20-5((容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地の評価))までの定めにより計算した金額によって評価する方式をいう。</p>

改正後	改正前
<p><u>(地積規模の大きな宅地の評価)</u></p> <p><u>20-2 地積規模の大きな宅地 (三大都市圏においては500㎡以上の地積の宅地、それ以外の地域においては1,000㎡以上の地積の宅地をいい、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。以下本項において「地積規模の大きな宅地」という。)で14-2((地区))の定めにより普通商業・併用住宅地区及び普通住宅地区として定められた地域に所在するものの価額は、15((奥行価格補正))から前項までの定めにより計算した価額に、その宅地の地積の規模に応じ、次の算式により求めた規模格差補正率を乗じて計算した価額によって評価する。</u></p> <p><u>(1) 市街化調整区域 (都市計画法第34条第10号又は第11号の規定に基づき宅地分譲に係る同法第4条((定義))第12項に規定する開発行為を行うことができる区域を除く。)に所在する宅地</u></p> <p><u>(2) 都市計画法第8条((地域地区))第1項第1号に規定する工業専用地域に所在する宅地</u></p> <p><u>(3) 容積率 (建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第52条((容積率))第1項に規定する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。)が10分の40 (東京都の特別区 (地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第281条((特別区))第1項に規定する特別区をいう。)においては10分の30)以上の地域に所在する宅地</u></p> <p><u>(算式)</u></p> $\text{規模格差補正率} = \frac{\text{A} \times \text{B} + \text{C}}{\text{地積規模の大きな宅地の地積 (A)}} \times 0.8$ <p><u>上の算式中の「B」及び「C」は、地積規模の大きな宅地が所在する地域に応じ、それぞれ次に掲げる表のとおりとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後

改正前

イ 三大都市圏に所在する宅地

地区区分		普通商業・併用住宅地区、 普通住宅地区	
地積 $m^2$	記号	㊸	㊹
500 以上	1,000 未満	0.95	25
1,000 〃	3,000 〃	0.90	75
3,000 〃	5,000 〃	0.85	225
5,000 〃		0.80	475

ロ 三大都市圏以外の地域に所在する宅地

地区区分		普通商業・併用住宅地区、 普通住宅地区	
地積 $m^2$	記号	㊸	㊹
1,000 以上	3,000 未満	0.90	100
3,000 〃	5,000 〃	0.85	250
5,000 〃		0.80	500

(注) 1 上記算式により計算した規模格差補正率は、小数点以下第2位未満を切り捨てる。

2 「三大都市圏」とは、次の地域をいう。

イ 首都圏整備法(昭和31年法律第83号)第2条((定義)第3項に規定する既成市街地又は同条第4項に規定する近郊整備地帯

ロ 近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)第2条((定義)第3項に規定する既成都市区域又は同条第4項に規定する近郊整備区域

ハ 中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)第2条((定義)第3項に規定する都市整備区域

(無道路地の評価)

20-3 無道路地の価額は、実際に利用している路線の路線価に基づき20((不整形地の評価))又は前項の定めによって計算した価額からその価額の100分の40の範囲内において相当と認める金額を控除した価額によって評価する。この場合において、100分の40の範囲内において相当と認める金額は、無道路地について建築基準法その他の法令において規定されている建築物を建築するために必要な道路

(無道路地の評価)

20-2 無道路地の価額は、実際に利用している路線の路線価に基づき20((不整形地の評価))の定めによって計算した価額からその価額の100分の40の範囲内において相当と認める金額を控除した価額によって評価する。この場合において、100分の40の範囲内において相当と認める金額は、無道路地について建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令において規定されている建築物を建築

改正後	改正前
<p>に接すべき最小限の間口距離の要件（以下「接道義務」という。）に基づき最小限度の通路を開設する場合のその通路に相当する部分の価額（路線価に地積を乗じた価額）とする。 （注）（省 略）</p> <p><b>（間口が狭小な宅地等の評価）</b></p> <p><b>20-4</b> 次に掲げる宅地（不整形地及び無道路地を除く。）の価額は、15（（奥行価格補正））から18（（三方又は四方路線影響加算））までの定めにより計算した1平方メートル当たりの価額にそれぞれ次に掲げる補正率表に定める補正率を乗じて求めた価額にこれらの宅地の地積を乗じて計算した価額によって評価する。この場合において、地積が大きいもの等にあつては、近傍の宅地の価額との均衡を考慮し、それぞれの補正率表に定める補正率を適宜修正することができる。 <u>なお、20-2（（地積規模の大きな宅地の評価））の定めのある場合には、本項本文の定めにより評価した価額に、20-2に定める規模格差補正率を乗じて計算した価額によって評価する。</u> (1)及び(2)（省 略）</p> <p><b>（がけ地等を有する宅地の評価）</b></p> <p><b>20-5</b> がけ地等で通常の用途に供することができないと認められる部分を有する宅地の価額は、その宅地のうちに存するがけ地等ががけ地等でないとした場合の価額に、その宅地の総地積に対するがけ地部分等通常の用途に供することができないと認められる部分の地積の割合に応じて付表8「がけ地補正率表」に定める補正率を乗じて計算した価額によって評価する。</p> <p><b>（容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地の評価）</b></p> <p><b>20-6</b> 容積率（建築基準法第52条に規定する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の異なる2以上の地域にわたる宅地の価額は、15（（奥行価格補正））から前項までの定めにより評価した価額から、その価額に次の算式により計算した割合を乗じて計算した金額を控除した価額によって評価する。この場合において適用する「容積率が価額に及ぼす影響度」は、14-2（（地区））に定める地区に応じて下表のとおりとする。 （算式）（省 略）</p>	<p>するために必要な道路に接すべき最小限の間口距離の要件（以下「接道義務」という。）に基づき最小限度の通路を開設する場合のその通路に相当する部分の価額（路線価に地積を乗じた価額）とする。 （注）（同 左）</p> <p><b>（間口が狭小な宅地等の評価）</b></p> <p><b>20-3</b> 次に掲げる宅地（不整形地及び無道路地を除く。）の価額は、15（（奥行価格補正））の定めにより計算した1平方メートル当たりの価額にそれぞれ次に掲げる補正率表に定める補正率を乗じて求めた価額にこれらの宅地の地積を乗じて計算した価額によって評価する。この場合において、地積が大きいもの等にあつては、近傍の宅地の価額との均衡を考慮し、それぞれの補正率表に定める補正率を適宜修正することができる。</p> <p>(1)及び(2)（同 左）</p> <p><b>（がけ地等を有する宅地の評価）</b></p> <p><b>20-4</b> がけ地等で通常の用途に供することができないと認められる部分を有する宅地の価額は、その宅地のうちに存するがけ地等ががけ地等でないとした場合の価額に、その宅地の総地積に対するがけ地部分等通常の用途に供することができないと認められる部分の地積の割合に応じて付表8「がけ地補正率表」に定める補正率を乗じて計算した価額によって評価する。</p> <p><b>（容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地の評価）</b></p> <p><b>20-5</b> 容積率（建築基準法第52条（（容積率））に規定する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の異なる2以上の地域にわたる宅地の価額は、15（（奥行価格補正））から前項までの定めにより評価した価額から、その価額に次の算式により計算した割合を乗じて計算した金額を控除した価額によって評価する。この場合において適用する「容積率が価額に及ぼす影響度」は、14-2（（地区））に定める地区に応じて下表のとおりとする。 （算式）（同 左）</p>

改正後	改正前
<p>○ 容積率が価額に及ぼす影響度 (省略) (注) (省略)</p> <p>(倍率方式による評価)</p> <p>21-2 倍率方式により評価する宅地の価額は、その宅地の固定資産税評価額に地価事情の類似する地域ごとに、その地域にある宅地の売買実例価額、公示価格、不動産鑑定士等による鑑定評価額、精通者意見価格等を基として国税局長の定める倍率を乗じて計算した金額によって評価する。<u>ただし、倍率方式により評価する地域（以下「倍率地域」という。）に所在する 20-2（(地積規模の大きな宅地の評価)）に定める地積規模の大きな宅地（22-2（(大規模工場用地)）に定める大規模工場用地を除く。）の価額については、本項本文の定めにより評価した価額が、その宅地が標準的な間口距離及び奥行距離を有する宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額を14（(路線価)）に定める路線価とし、かつ、その宅地が14-2（(地区)）に定める普通住宅地区に所在するものとして20-2の定めに基づいて計算した価額を上回る場合には、20-2の定めに基づいて計算した価額により評価する。</u></p> <p>(大規模工場用地の評価)</p> <p>22 大規模工場用地の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。ただし、その地積が20万平方メートル以上のものの価額は、次により計算した価額の100分の95に相当する価額によって評価する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 倍率地域に所在する大規模工場用地の価額は、その大規模工場用地の固定資産税評価額に倍率を乗じて計算した金額によって評価する。</p> <p>24-4 (削除)</p>	<p>○ 容積率が価額に及ぼす影響度 (同左) (注) (同左)</p> <p>(倍率方式による評価)</p> <p>21-2 倍率方式により評価する宅地の価額は、その宅地の固定資産税評価額に地価事情の類似する地域ごとに、その地域にある宅地の売買実例価額、公示価格、不動産鑑定士等による鑑定評価額、精通者意見価格等を基として国税局長の定める倍率を乗じて計算した金額によって評価する。</p> <p>(大規模工場用地の評価)</p> <p>22 大規模工場用地の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。ただし、その地積が20万平方メートル以上のものの価額は、次により計算した価額の100分の95に相当する価額によって評価する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>倍率方式により評価する地域（以下「倍率地域」という。）に所在する大規模工場用地の価額は、その大規模工場用地の固定資産税評価額に倍率を乗じて計算した金額によって評価する。</u></p> <p>(広大地の評価)</p> <p>24-4 <u>その地域における標準的な宅地の地積に比して著しく地積が広大な宅地で都市計画法第4条（(定義)）第12項に規定する開発行為（以下本項において「開発行為」という。）を行うとした場合に公共公益的施設用地の負担が必要と認められるもの（22-2（(大規模工場用地)）に定める大規模工場用地に該当するもの及び中高層の集合住宅等の敷地用地に適しているもの（その宅地について、経済</u></p>

改正後	改正前
	<p>的に最も合理的であると認められる開発行為が中高層の集合住宅等を建築することを目的とするものであると認められるものをいう。)を除く。以下「広大地」という。)の価額は、原則として、次に掲げる区分に従い、それぞれ次により計算した金額によって評価する。</p> <p>(1) その広大地が路線価地域に所在する場合 その広大地の面する路線の路線価に、15((奥行価格補正))から20-5((容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地の評価))までの定めに代わるものとして次の算式により求めた広大地補正率を乗じて計算した価額にその広大地の地積を乗じて計算した金額</p> $\text{広大地補正率} = 0.6 - 0.05 \times \frac{\text{広大地の地積}}{1,000 \text{ m}^2}$ <p>(2) その広大地が倍率地域に所在する場合 その広大地が標準的な間口距離及び奥行距離を有する宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額を14((路線価))に定める路線価として、上記(1)に準じて計算した金額</p> <p>(注) 1 本項本文に定める「公共公益的施設用地」とは、都市計画法第4条((定義))第14項に規定する道路、公園等の公共施設の用に供される土地及び都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第27条に掲げる教育施設、医療施設等の公益的施設の用に供される土地(その他これらに準ずる施設で、開発行為の許可を受けるために必要とされる施設の用に供される土地を含む。)をいうものとする。</p> <p>2 本項1の「その広大地の面する路線の路線価」は、その路線が2以上ある場合には、原則として、その広大地が面する路線の路線価のうち最も高いものとする。</p> <p>3 本項によって評価する広大地は、5,000 m<sup>2</sup>以下の地積のものとする。したがって、広大地補正率は0.35が下限となることに留意する。</p> <p>4 本項1又は(2)により計算した価額が、その広大地を11((評価の方式))から21-2((倍率方式による評価))まで及び24-6((セットバックを必要とする宅地の評価))の定めにより評価した価額を上回る場合には、その広大地の価額は11から21-2まで及び24-6の定めによって評価することに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(セットバックを必要とする宅地の評価)</p> <p>24-6 建築基準法第42条(道路の定義)第2項に規定する道路に面しており、将来、建物の建替え時等に同法の規定に基づき道路敷きとして提供しなければならない部分を有する宅地の価額は、その宅地について道路敷きとして提供する必要がないものとした場合の価額から、その価額に次の算式により計算した割合を乗じて計算した金額を控除した価額によって評価する。</p> <p>(算式) (省略)</p> <p>(貸宅地の評価)</p> <p>25 宅地の上に存する権利の目的となっている宅地の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 借地権の目的となっている宅地の価額は、11((評価の方式)から22-3((大規模工場用地の路線価及び倍率))まで、24((私道の用に供されている宅地の評価))、24-2((土地区画整理事業施行中の宅地の評価))及び24-6((セットバックを必要とする宅地の評価))から24-8((文化財建造物である家屋の敷地の用に供されている宅地の評価))までの定めにより評価したその宅地の価額(以下この節において「自用地としての価額」という。)から27((借地権の評価))の定めにより評価したその借地権の価額(同項のただし書の定め<sup>に</sup>該当するときは、同項に定める借地権割合を100分の20として計算した価額とする。25-3((土地の上に存する権利が競合する場合の宅地の評価))において27-6((土地の上に存する権利が競合する場合の借地権等の評価))の定めにより借地権の価額を計算する場合において同じ。)を控除した金額によって評価する。</p> <p>ただし、・・・。</p> <p>(2)~(5) (省略)</p>	<p>(セットバックを必要とする宅地の評価)</p> <p>24-6 建築基準法第42条第2項に規定する道路に面しており、将来、建物の建替え時等に同法の規定に基づき道路敷きとして提供しなければならない部分を有する宅地の価額は、その宅地について道路敷きとして提供する必要がないものとした場合の価額から、その価額に次の算式により計算した割合を乗じて計算した金額を控除した価額によって評価する。<u>ただし、その宅地を24-4((広大地の評価))<sup>(1)</sup>又は<sup>(2)</sup>により計算した金額によって評価する場合には、本項の定めは適用しないものとする。</u></p> <p>(算式) (同左)</p> <p>(貸宅地の評価)</p> <p>25 宅地の上に存する権利の目的となっている宅地の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 借地権の目的となっている宅地の価額は、11((評価の方式)から22-3((大規模工場用地の路線価及び倍率))まで、24((私道の用に供されている宅地の評価))、<u>24-2((土地区画整理事業施行中の宅地の評価))、24-4((広大地の評価))</u>及び24-6((セットバックを必要とする宅地の評価))から24-8((文化財建造物である家屋の敷地の用に供されている宅地の評価))までの定めにより評価したその宅地の価額(以下この節において「自用地としての価額」という。)から27((借地権の評価))の定めにより評価したその借地権の価額(同項のただし書の定め<sup>に</sup>該当するときは、同項に定める借地権割合を100分の20として計算した価額とする。25-3((土地の上に存する権利が競合する場合の宅地の評価))において27-6((土地の上に存する権利が競合する場合の借地権等の評価))の定めにより借地権の価額を計算する場合において同じ。)を控除した金額によって評価する。</p> <p>ただし、・・・。</p> <p>(2)~(5) (同左)</p>

改正後

付表1 奥行価格補正率表

地区区分 奥行距離 (メートル)	ビル街地区	高度商業 地区	繁華街地区	普通商業・ 併用住宅 地区	普通住宅 地区	中小工場 地区	大工場地区
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4以上 6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6 " 8 "	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8 " 10 "	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10 " 12 "	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12 " 14 "	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97
14 " 16 "	0.92	1.00			0.98	0.98	
16 " 20 "	0.93		0.99	0.99			
20 " 24 "	0.94	1.00	0.98	0.95	0.97	1.00	1.00
24 " 28 "	0.95						
28 " 32 "	0.96	0.98	0.96	0.97	0.93		
32 " 36 "	0.97	0.96	0.94	0.95	0.92		
36 " 40 "	0.98	0.94	0.92	0.93	0.91		
40 " 44 "	0.99	0.90	0.88	0.89	0.89		
44 " 48 "	1.00	0.99	0.87	0.88	0.88		
48 " 52 "		0.98	0.86	0.87	0.87		
52 " 56 "	0.97	0.96	0.85	0.86	0.86	0.99	
56 " 60 "	0.96	0.95	0.84	0.85	0.85	0.98	
60 " 64 "	0.95	0.94	0.83	0.84	0.84	0.97	
64 " 68 "	0.94	0.93	0.82	0.83	0.83	0.96	
68 " 72 "	0.93	0.92	0.81	0.82	0.81	0.90	
72 " 76 "	0.92	0.90	0.80	0.81			
76 " 80 "	0.90	0.88	0.80	0.80			
80 " 84 "	0.88	0.86					
84 " 88 "	0.86	0.99	0.84				
88 " 92 "	0.99	0.97	0.82				
92 " 96 "	0.97	0.82	0.80				
96 " 100 "	0.95	0.80					
100 "	0.95	0.80					

改正前

付表1 奥行価格補正率表

地区区分 奥行距離 (メートル)	ビル街地区	高度商業 地区	繁華街地区	普通商業・ 併用住宅 地区	普通住宅 地区	中小工場 地区	大工場地区
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4以上 6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6 " 8 "	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8 " 10 "	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10 " 12 "	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12 " 14 "	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97
14 " 16 "	0.92	1.00			0.98	0.98	
16 " 20 "	0.93		0.99	0.99			
20 " 24 "	0.94	1.00	0.98	0.95	0.99	1.00	1.00
24 " 28 "	0.95						
28 " 32 "	0.96	0.96	0.94	0.96	0.94		
32 " 36 "	0.97	0.98	0.96	0.98	0.96		
36 " 40 "	0.98	0.94	0.92	0.96	0.94		
40 " 44 "	0.99	0.90	0.88	0.92	0.94	0.92	
44 " 48 "	1.00	0.99	0.87	0.88	0.88		
48 " 52 "		0.98	0.86	0.87	0.87		
52 " 56 "	0.97	0.96	0.85	0.86	0.86	0.99	
56 " 60 "	0.96	0.95	0.84	0.85	0.85	0.98	
60 " 64 "	0.95	0.94	0.83	0.84	0.84	0.97	
64 " 68 "	0.94	0.93	0.82	0.83	0.83	0.96	
68 " 72 "	0.93	0.92	0.81	0.82	0.81	0.90	
72 " 76 "	0.92	0.90	0.80	0.81			
76 " 80 "	0.90	0.88	0.80	0.80			
80 " 84 "	0.88	0.86					
84 " 88 "	0.86	0.99	0.84				
88 " 92 "	0.99	0.97	0.82				
92 " 96 "	0.97	0.82	0.80				
96 " 100 "	0.95	0.80					
100 "	0.95	0.80					

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第3節 農地及び農地の上に存する権利</b></p> <p><b>(市街地農地の評価)</b></p> <p>40 市街地農地の価額は、その農地が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額からその農地を宅地に転用する場合において通常必要と認められる1平方メートル当たりの造成費に相当する金額として、整地、土盛り又は土止めに要する費用の額がおおむね同一と認められる地域ごとに国税局長の定める金額を控除した金額に、その農地の地積を乗じて計算した金額によって評価する。</p> <p>ただし、・・・。</p> <p>(注) その農地が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額は、その付近にある宅地について11((評価の方式))に定める方式によって評価した1平方メートル当たりの価額を基とし、その宅地とその農地との位置、形状等の条件の差を考慮して評価するものとする。</p> <p><u>なお、その農地が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額については、その農地が宅地であるとした場合において20-2((地積規模の大きな宅地の評価))の定め適用対象となるとき(21-2((倍率方式による評価))ただし書において20-2の定めを準用するときを含む。)には、同項の定めを適用して計算することに留意する。</u></p> <p>40-2 (削 除)</p> <p><b>(貸し付けられている農地の評価)</b></p> <p>41 耕作権、永小作権等の目的となっている農地の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 農地及び農地の上に存する権利</b></p> <p><b>(市街地農地の評価)</b></p> <p>40 市街地農地の価額は、その農地が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額からその農地を宅地に転用する場合において通常必要と認められる1平方メートル当たりの造成費に相当する金額として、整地、土盛り又は土止めに要する費用の額がおおむね同一と認められる地域ごとに国税局長の定める金額を控除した金額に、その農地の地積を乗じて計算した金額によって評価する。</p> <p>ただし、・・・。</p> <p>(注) その農地が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額は、その付近にある宅地について11((評価の方式))に定める方式によって評価した1平方メートル当たりの価額を基とし、その宅地とその農地との位置、形状等の条件の差を考慮して評価するものとする。</p> <p><b>(広大な市街地農地等の評価)</b></p> <p>40-2 <u>前2項の市街地周辺農地及び市街地農地が宅地であるとした場合において、24-4((広大地の評価))に定める広大地に該当するときは、その市街地周辺農地及び市街地農地の価額は、前2項の定めにかかわらず、24-4の定めに基づいて評価する。ただし、市街地周辺農地及び市街地農地を24-4の定めによって評価した価額が前2項の定めによって評価した価額を上回る場合には、前2項の定めによって評価することに留意する。</u></p> <p><u>(注) 本項の適用を受ける農地が市街地周辺農地である場合には、24-4の定めに基づいて評価した価額の100分の80に相当する金額によって評価することに留意する。</u></p> <p><b>(貸し付けられている農地の評価)</b></p> <p>41 耕作権、永小作権等の目的となっている農地の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 耕作権の目的となっている農地の価額は、37((純農地の評価))から <u>40((市街地農地の評価))</u> までの定めにより評価したその農地の価額 (以下この節において「自用地としての価額」という。) から、42((耕作権の評価))の定めにより評価した耕作権の価額を控除した金額によって評価する。</p> <p>(2)～(4) (省 略)</p>	<p>(1) 耕作権の目的となっている農地の価額は、37((純農地の評価))から <u>40－2((広大な市街地農地等の評価))</u> までの定めにより評価したその農地の価額 (以下この節において「自用地としての価額」という。) から、42((耕作権の評価))の定めにより評価した耕作権の価額を控除した金額によって評価する。</p> <p>(2)～(4) (同 左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第4節 山林及び山林の上に存する権利</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 山林及び山林の上に存する権利</b></p>
<p><b>(市街地山林の評価)</b></p> <p>49 市街地山林の価額は、その山林が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額から、その山林を宅地に転用する場合において通常必要と認められる1平方メートル当たりの造成費に相当する金額として、整地、土盛り又は土止めに要する費用の額がおおむね同一と認められる地域ごとに国税局長の定める金額を控除した金額に、その山林の地積を乗じて計算した金額によって評価する。</p> <p>ただし、・・・。</p> <p>なお、・・・。</p> <p>(注) 1 その山林が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額は、その付近にある宅地について 11((評価の方式))に定める方式によって評価した1平方メートル当たりの価額を基とし、その宅地とその山林との位置、形状等の条件の差を考慮して評価する。</p> <p>なお、その山林が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額については、その山林が宅地であるとした場合において <u>20－2((地積規模の大きな宅地の評価))</u> の定め適用対象となる時 (21－2((倍率方式による評価))ただし書において 20－2 の定めを準用するときを含む。) には、<u>同項の定めを適用して計算することに留意する。</u></p>	<p><b>(市街地山林の評価)</b></p> <p>49 市街地山林の価額は、その山林が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額から、その山林を宅地に転用する場合において通常必要と認められる1平方メートル当たりの造成費に相当する金額として、整地、土盛り又は土止めに要する費用の額がおおむね同一と認められる地域ごとに国税局長の定める金額を控除した金額に、その山林の地積を乗じて計算した金額によって評価する。</p> <p>ただし、・・・。</p> <p>なお、・・・。</p> <p>(注) 1 「その山林が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額」は、その付近にある宅地について 11((評価の方式))に定める方式によって評価した1平方メートル当たりの価額を基とし、その宅地とその山林との位置、形状等の条件の差を考慮して評価する。</p>
<p>2 (省 略)</p>	<p>2 (同 左)</p>
<p>49－2 (削 除)</p>	<p><b>(広大な市街地山林の評価)</b></p> <p>49－2 <u>前項本文及びただし書の市街地山林が宅地であるとした場合において、24－4((広大地の評価))に定める広大地に該当するときは、その市街地山林の価額は、前項の定めにかかわらず、24－4の定め準じて評価する。ただし、その市街地山林を 24－4の定めによって評価した価額が前項本文及びただし書の定め</u></p>

改正後	改正前
<p>(保安林等の評価)</p> <p>50 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）その他の法令の規定に基づき土地の利用又は立木の伐採について制限を受けている山林（次項の定めにより評価するものを除く。）の価額は、45（（評価の方式）から <u>49（（市街地山林の評価）</u>）までの定めにより評価した価額（その山林が森林法第 25 条（（指定））の規定により保安林として指定されており、かつ、倍率方式により評価すべきものに該当するときは、その山林の付近にある山林につき 45 から <u>49</u> までの定めにより評価した価額に比準して評価した価額とする。）から、その価額にその山林の上に存する立木について 123（（保安林等の立木の評価））に定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額によって評価する。</p> <p>（注）（省 略）</p> <p>(特別緑地保全地区内にある山林の評価)</p> <p>50-2 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 12 条に規定する特別緑地保全地区（首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）第 4 条第 2 項第 3 号に規定する近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年法律第 103 号）第 6 条第 2 項に規定する近郊緑地特別保全地区を含む。以下本項、58-5（（特別緑地保全地区内にある原野の評価））及び 123-2（（特別緑地保全地区内にある立木の評価））において「特別緑地保全地区」という。）内にある山林（林業を営むために立木の伐採が認められる山林で、かつ、純山林に該当するものを除く。）の価額は、45（（評価の方式）から <u>49（（市街地山林の評価）</u>）までの定めにより評価した価額から、その価額に 100 分の 80 を乗じて計算した金額を控除した金額によって評価する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 節 原野及び原野の上に存する権利</b></p> <p>(市街地原野の評価)</p> <p>58-3 市街地原野の価額は、その原野が宅地であるとした場合の 1 平方メートル当たりの価額から、その原野を宅地に転用する場合において通常必要と認められ</p>	<p><u>によって評価した価額を上回る場合には、前項の定めによって評価することに留意する。</u></p> <p>(保安林等の評価)</p> <p>50 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）その他の法令の規定に基づき土地の利用又は立木の伐採について制限を受けている山林（次項の定めにより評価するものを除く。）の価額は、45（（評価の方式）から <u>49-2（（広大な市街地山林の評価）</u>）までの定めにより評価した価額（その山林が森林法第 25 条（（指定））の規定により保安林として指定されており、かつ、倍率方式により評価すべきものに該当するときは、その山林の付近にある山林につき 45 から <u>49-2</u> までの定めにより評価した価額に比準して評価した価額とする。）から、その価額にその山林の上に存する立木について 123（（保安林等の立木の評価））に定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額によって評価する。</p> <p>（注）（同 左）</p> <p>(特別緑地保全地区内にある山林の評価)</p> <p>50-2 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 12 条に規定する特別緑地保全地区（首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）第 4 条第 2 項第 3 号に規定する近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年法律第 103 号）第 6 条第 2 項に規定する近郊緑地特別保全地区を含む。以下本項、58-5（（特別緑地保全地区内にある原野の評価））及び 123-2（（特別緑地保全地区内にある立木の評価））において「特別緑地保全地区」という。）内にある山林（林業を営むために立木の伐採が認められる山林で、かつ、純山林に該当するものを除く。）の価額は、45（（評価の方式）から <u>49-2（（広大な市街地山林の評価）</u>）までの定めにより評価した価額から、その価額に 100 分の 80 を乗じて計算した金額を控除した金額によって評価する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 節 原野及び原野の上に存する権利</b></p> <p>(市街地原野の評価)</p> <p>58-3 市街地原野の価額は、その原野が宅地であるとした場合の 1 平方メートル当たりの価額から、その原野を宅地に転用する場合において通常必要と認められ</p>

改正後	改正前
<p>る1平方メートル当たりの造成費に相当する金額として、整地、土盛り又は土止め めに要する費用の額がおおむね同一と認められる地域ごとに国税局長の定める 金額を控除した金額に、その原野の地積を乗じて計算した金額によって評価す る。</p> <p>ただし、・・・。</p> <p>(注) その原野が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額は、その 付近にある宅地について11((評価の方式))に定める方式によって評価した 1平方メートル当たりの価額を基とし、その宅地とその原野との位置、形状 等の条件の差を考慮して評価するものとする。</p> <p><u>なお、その原野が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額に ついては、その原野が宅地であるとした場合において20-2((地積規模の大 きな宅地の評価))の定めを適用対象となるとき(21-2((倍率方式による評 価))ただし書において20-2の定めを準用するときを含む。)</u>には、同項の 定めを適用して計算することに留意する。</p> <p>58-4 (削除)</p> <p>(特別緑地保全地区内にある原野の評価)</p> <p>58-5 特別緑地保全地区内にある原野の価額は、57((評価の方式))から58-3 <u>((市街地原野の評価))</u>までの定めにより評価した価額から、その価額に100分の 80を乗じて計算した金額を控除した金額によって評価する。</p> <p style="text-align: center;">第8章 その他の財産 第1節 株式及び出資</p> <p>(特定の評価会社の株式)</p> <p>189 178((取引相場のない株式の評価上の区分))の「特定の評価会社の株式」</p>	<p>る1平方メートル当たりの造成費に相当する金額として、整地、土盛り又は土止 めに要する費用の額がおおむね同一と認められる地域ごとに国税局長の定める 金額を控除した金額に、その原野の地積を乗じて計算した金額によって評価す る。</p> <p>ただし、・・・。</p> <p>(注) その原野が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額は、その 付近にある宅地について11((評価の方式))に定める方式によって評価した 1平方メートル当たりの価額を基とし、その宅地とその原野との位置、形状 等の条件の差を考慮して評価するものとする。</p> <p><u>(広大な市街地原野の評価)</u></p> <p>58-4 <u>前項の市街地原野が宅地であるとした場合において、24-4((広大地の評 価))に定める広大地に該当するときは、その市街地原野の価額は、前項の定め にかかわらず、24-4の定めに基づいて評価する。ただし、市街地原野を24-4の 定めによって評価した価額が前項の定めによって評価した価額を上回る場合には、 前項の定めに基づいて評価することに留意する。</u></p> <p>(特別緑地保全地区内にある原野の評価)</p> <p>58-5 特別緑地保全地区内にある原野の価額は、57((評価の方式))から58-4 <u>((広大な市街地原野の評価))</u>までの定めにより評価した価額から、その価額に 100分の80を乗じて計算した金額を控除した金額によって評価する。</p> <p style="text-align: center;">第8章 その他の財産 第1節 株式及び出資</p> <p>(特定の評価会社の株式)</p> <p>189 178((取引相場のない株式の評価上の区分))の「特定の評価会社の株式」</p>

改正後	改正前
<p>とは、評価会社の資産の保有状況、営業の状態等に応じて定めた次に掲げる評価会社の株式をいい、その株式の価額は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>なお、・・・。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 株式等保有特定会社の株式</p> <p>課税時期において評価会社の有する各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額の合計額のうち占める株式、出資及び新株予約権付社債(会社法第2条((定義)第22号に規定する新株予約権付社債をいう。)(189-3((株式等保有特定会社の株式の評価))において、これらを「株式等」という。)の価額の合計額(189-3((株式等保有特定会社の株式の評価))において「株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)」という。)の割合が50%以上である評価会社(次の(3)から(6)までのいずれかに該当するものを除く。以下「株式等保有特定会社」という。)の株式の価額は、189-3((株式等保有特定会社の株式の評価))の定めによる。</p> <p>(3)~(6) (省 略)</p> <p><b>(比準要素数1の会社の株式の評価)</b></p> <p><b>189-2</b> 189((特定の評価会社の株式))の(1)の「比準要素数1の会社の株式」の価額は、185((純資産価額))の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)によって評価する(この場合における1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)は、当該株式の取得者とその同族関係者の有する当該株式に係る議決権の合計数が比準要素数1の会社の185((純資産価額))のただし書に定める議決権総数の50%以下であるときには、同項の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)を基に同項のただし書の定めにより計算した金額とする。)。ただし、・・・。</p> <p>(注) 上記の「議決権の合計数」には、188-5((種類株式がある場合の議決権総数等))の「株主総会の一部の事項について議決権を行使できない株式に係る議決権の数」を含めるものとする。189-3((株式等保有特定会社の株式の評価))及び189-4((土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価))においても同様とする。</p>	<p>とは、評価会社の資産の保有状況、営業の状態等に応じて定めた次に掲げる評価会社の株式をいい、その株式の価額は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>なお、・・・。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 株式保有特定会社の株式</p> <p>課税時期において評価会社の有する各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額の合計額のうち占める株式及び出資の価額の合計額(189-3((株式保有特定会社の株式の評価))において「株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)」という。)の割合が50%以上である評価会社(次の(3)から(6)までのいずれかに該当するものを除く。以下「株式保有特定会社」という。)の株式の価額は、189-3((株式保有特定会社の株式の評価))の定めによる。</p> <p>(3)~(6) (同 左)</p> <p><b>(比準要素数1の会社の株式の評価)</b></p> <p><b>189-2</b> 189((特定の評価会社の株式))の(1)の「比準要素数1の会社の株式」の価額は、185((純資産価額))の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)によって評価する(この場合における1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)は、当該株式の取得者とその同族関係者の有する当該株式に係る議決権の合計数が比準要素数1の会社の185((純資産価額))のただし書に定める議決権総数の50%以下であるときには、同項の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)を基に同項のただし書の定めにより計算した金額とする。)。ただし、・・・。</p> <p>(注) 上記の「議決権の合計数」には、188-5((種類株式がある場合の議決権総数等))の「株主総会の一部の事項について議決権を行使できない株式に係る議決権の数」を含めるものとする。189-3((株式保有特定会社の株式の評価))及び189-4((土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価))においても同様とする。</p>

改正後	改正前
<p>(株式等保有特定会社の株式の評価)</p> <p>189-3 189((特定の評価会社の株式))の(2)の「株式等保有特定会社の株式」の価額は、185((純資産価額))の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)によって評価する。この場合における当該1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)は、当該株式の取得者とその同族関係者の有する当該株式に係る議決権の合計数が株式等保有特定会社の185((純資産価額))のただし書に定める議決権総数の50%以下であるときには、上記により計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)を基に同項のただし書の定めにより計算した金額とする。ただし、上記の株式等保有特定会社の株式の価額は、納税義務者の選択により、次の(1)の「S1の金額」と(2)の「S2の金額」との合計額によって評価することができる。</p> <p>なお、・・・。</p> <p>(1) S1の金額</p> <p>S1の金額は、株式等保有特定会社の株式の価額を178((取引相場のない株式の評価上の区分))の本文、179((取引相場のない株式の評価の原則))から184((類似業種比準価額の修正))まで、185((純資産価額))の本文、186((純資産価額計算上の負債))及び186-2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))の定めに基づいて計算した金額とする。ただし、・・・。</p> <p>イ 180((類似業種比準価額))に定める算式は、次の算式による。</p> $A \times \left[ \frac{\frac{B-b}{B} + \frac{C-c}{C} + \frac{D-d}{D}}{3} \right] \times 0.7$ <p>(イ) 上記算式中「A」、「B」、「C」、「D」、「B」、「C」及び「D」は、180((類似業種比準価額))の定めにより、「B」、「C」及び「D」は、それぞれ次による。</p> <p>「B」=183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))の(1)に定める評価会社の「1株当たりの配当金額」に、直前期末以前2年間の受取配当金等の額(法人から受ける剰余金の配当(株式又は出資に係るものに限るものとし、資本金等の額の減少によるものを除く。)、利益の配当、剰余金の分配(出資に係るものに限る。))及び新株予約権付社債に係る利息の額をいう。以下同じ。)の合</p>	<p>(株式保有特定会社の株式の評価)</p> <p>189-3 189((特定の評価会社の株式))の(2)の「株式保有特定会社の株式」の価額は、185((純資産価額))の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)によって評価する。この場合における当該1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)は、当該株式の取得者とその同族関係者の有する当該株式に係る議決権の合計数が株式保有特定会社の185((純資産価額))のただし書に定める議決権総数の50%以下であるときには、上記により計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)を基に同項のただし書の定めにより計算した金額とする。ただし、上記の株式保有特定会社の株式の価額は、納税義務者の選択により、次の(1)の「S1の金額」と(2)の「S2の金額」との合計額によって評価することができる。</p> <p>なお、・・・。</p> <p>(1) S1の金額</p> <p>S1の金額は、株式保有特定会社の株式の価額を178((取引相場のない株式の評価上の区分))の本文、179((取引相場のない株式の評価の原則))から184((類似業種比準価額の修正))まで、185((純資産価額))の本文、186((純資産価額計算上の負債))及び186-2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))の定めに基づいて計算した金額とする。ただし、・・・。</p> <p>イ 180((類似業種比準価額))に定める算式は、次の算式による。</p> $A \times \left[ \frac{\frac{B-b}{B} + \frac{C-c}{C} + \frac{D-d}{D}}{3} \right] \times 0.7$ <p>(イ) 上記算式中「A」、「B」、「C」、「D」、「B」、「C」及び「D」は、180((類似業種比準価額))の定めにより、「B」、「C」及び「D」は、それぞれ次による。</p> <p>「B」=183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))の(1)に定める評価会社の「1株当たりの配当金額」に、直前期末以前2年間の受取配当金額(法人から受ける剰余金の配当(株式又は出資に係るものに限るものとし、資本金等の額の減少によるものを除く。))、利益の配当及び剰余金の分配(出資に係るものに限る。)をいう。以下同じ。)の合計額と直前期末以前2年間</p>

改正後	改正前
<p>計額と直前期末以前2年間の営業利益の金額の合計額(当該営業利益の金額に受取配当金等の額が含まれている場合には、当該受取配当金等の額の合計額を控除した金額)との合計額のうち占める当該受取配当金等の額の合計額の割合(当該割合が1を超える場合には1を限度とする。以下「受取配当金等収受割合」という。)を乗じて計算した金額</p> <p>「㉓」=183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算)の(2)に定める評価会社の「1株当たりの利益金額」に受取配当金等収受割合を乗じて計算した金額</p> <p>「㉔」=次の①及び②に掲げる金額の合計額(上記算式中の「㉓」を限度とする。)</p> <p>① 183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算)の(3)に定める評価会社の「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」に、178((取引相場のない株式の評価上の区分)の(1)に定める総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)のうち占める株式等の帳簿価額の合計額の割合を乗じて計算した金額</p> <p>② 直前期末における法人税法第2条((定義)第18号に規定する利益積立金額に相当する金額を直前期末における発行済株式数(1株当たりの資本金等の額が50円以外の金額である場合には、直前期末における資本金等の額を50円で除して計算した数によるものとする。)で除して求めた金額に受取配当金等収受割合を乗じて計算した金額(利益積立金額に相当する金額が負数である場合には、0とする。)</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ロ 185((純資産価額)の本文に定める1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)は、同項本文及び186-2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額)の「各資産」を「各資産から株式等を除いた各資産」と読み替えて計算した金額とする。</p> <p>(2) S2の金額</p> <p>S2の金額は、株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)からその計算の基とした株式等の帳簿価額の合計額を控除した場合において残額があるときは、当該株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)から当該残額に186-2((評価差額に対する法人税額</p>	<p>の営業利益の金額の合計額(当該営業利益の金額に受取配当金等の額が含まれている場合には、当該受取配当金額の合計額を控除した金額)との合計額のうち占める当該受取配当金額の合計額の割合(当該割合が1を超える場合には1を限度とする。以下「受取配当金収受割合」という。)を乗じて計算した金額</p> <p>「㉓」=183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算)の(2)に定める評価会社の「1株当たりの利益金額」に受取配当金収受割合を乗じて計算した金額</p> <p>「㉔」=次の①及び②に掲げる金額の合計額(上記算式中の「㉓」を限度とする。)</p> <p>① 183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算)の(3)に定める評価会社の「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」に、178((取引相場のない株式の評価上の区分)の(1)に定める総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)のうち占める株式及び出資の帳簿価額の合計額の割合を乗じて計算した金額</p> <p>② 直前期末における法人税法第2条((定義)第18号に規定する利益積立金額に相当する金額を直前期末における発行済株式数(1株当たりの資本金等の額が50円以外の金額である場合には、直前期末における資本金等の額を50円で除して計算した数によるものとする。)で除して求めた金額に受取配当金収受割合を乗じて計算した金額(利益積立金額に相当する金額が負数である場合には、0とする。)</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ロ 185((純資産価額)の本文に定める1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)は、同項本文及び186-2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額)の「各資産」を「各資産から株式及び出資を除いた各資産」と読み替えて計算した金額とする。</p> <p>(2) S2の金額</p> <p>S2の金額は、189((特定の評価会社の株式)の(2)の「株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)」からその計算の基とした株式等の帳簿価額の合計額を控除した場合において残額があるときは、当該株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)から当該残</p>

改正後	改正前
<p>等に相当する金額)に定める割合を乗じて計算した金額を控除し、当該控除後の金額を課税時期における株式等保有特定会社の発行済株式数で除して計算した金額とする。この場合、当該残額がないときは、当該株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)を課税時期における株式等保有特定会社の発行済株式数で除して計算した金額とする。</p> <p><b>(医療法人の出資の評価)</b></p> <p>194-2 医療法人に対する出資の価額は、178((取引相場のない株式の評価上の区分)の本文、179((取引相場のない株式の評価の原則)から181((類似業種)本文まで、182((類似業種の株価)から183-2((類似業種の1株当たりの配当金額等の計算)まで、184((類似業種比準価額の修正)の(2)、185((純資産価額)の本文、186((純資産価額計算上の負債)から186-3((評価会社が有する株式等の純資産価額の計算)まで、187((株式の割当てを受ける権利等の発生している株式の価額の修正)の(2)、189((特定の評価会社の株式)、189-2((比準要素数1の会社の株式の評価)から189-4((土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価)(185((純資産価額)のただし書の定め及び188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価)の定めを適用する部分を除く。)まで及び189-5((開業前又は休業中の会社の株式の評価)から192((株式無償交付期待権の評価)までの定めに基づいて計算した価額によって評価する。この場合において、181((類似業種)の「評価会社の事業が該当する業種目」は同項の定めにより別に定める業種目のうちの「その他の産業」とし、189((特定の評価会社の株式)の(1)の「比準要素数1の会社の株式」に相当する医療法人に対する出資は、183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算)の(2)又は(3)に定める「1株当たりの利益金額」又は「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」のそれぞれ金額のうち、いずれかが0であり、かつ、直前々期末を基準にして同項の定めに基づいてそれぞれの金額を計算した場合に、それぞれの金額のうち、いずれか1以上が0である評価対象の医療法人の出資をいい、180((類似業種比準価額)及び189-3((株式等保有特定会社の株式の評価)の(1)のイに定める算式は、それぞれ次の算式による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 189-3((株式等保有特定会社の株式の評価)の(1)のイに定める算式</p>	<p>額に186-2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額)に定める割合を乗じて計算した金額を控除し、当該控除後の金額を課税時期における株式等保有特定会社の発行済株式数で除して計算した金額とする。この場合、当該残額がないときは、当該株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)を課税時期における株式等保有特定会社の発行済株式数で除して計算した金額とする。</p> <p><b>(医療法人の出資の評価)</b></p> <p>194-2 医療法人に対する出資の価額は、178((取引相場のない株式の評価上の区分)の本文、179((取引相場のない株式の評価の原則)から181((類似業種)本文まで、182((類似業種の株価)から183-2((類似業種の1株当たりの配当金額等の計算)まで、184((類似業種比準価額の修正)の(2)、185((純資産価額)の本文、186((純資産価額計算上の負債)から186-3((評価会社が有する株式等の純資産価額の計算)まで、187((株式の割当てを受ける権利等の発生している株式の価額の修正)の(2)、189((特定の評価会社の株式)、189-2((比準要素数1の会社の株式の評価)から189-4((土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価)(185((純資産価額)のただし書の定め及び188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価)の定めを適用する部分を除く。)まで及び189-5((開業前又は休業中の会社の株式の評価)から192((株式無償交付期待権の評価)までの定めに基づいて計算した価額によって評価する。この場合において、181((類似業種)の「評価会社の事業が該当する業種目」は同項の定めにより別に定める業種目のうちの「その他の産業」とし、189((特定の評価会社の株式)の(1)の「比準要素数1の会社の株式」に相当する医療法人に対する出資は、183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算)の(2)又は(3)に定める「1株当たりの利益金額」又は「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」のそれぞれ金額のうち、いずれかが0であり、かつ、直前々期末を基準にして同項の定めに基づいてそれぞれの金額を計算した場合に、それぞれの金額のうち、いずれか1以上が0である評価対象の医療法人の出資をいい、180((類似業種比準価額)及び189-3((株式等保有特定会社の株式の評価)の(1)のイに定める算式は、それぞれ次の算式による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 189-3((株式等保有特定会社の株式の評価)の(1)のイに定める算式</p>

改正後	改正前
$A \times \left[ \frac{\frac{\textcircled{C}-\textcircled{C}}{C} + \frac{\textcircled{D}-\textcircled{d}}{D}}{2} \right] \times 0.7$ <p>ただし、・・・。</p>	$A \times \left[ \frac{\frac{\textcircled{C}-\textcircled{C}}{C} + \frac{\textcircled{D}-\textcircled{d}}{D}}{2} \right] \times 0.7$ <p>ただし、・・・。</p>